



ニデック株式会社が株式会社TAKISAWA<6121>株式の大量保有報告書を提出



東証スタンダードの株式会社TAKISAWA<6121>について、ニデック株式会社が11月14日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

保有目的は「提出者は、発行者の普通株式（但し、提出者が所有する発行者の普通株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、発行者を完全子会社化することを目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。具体的には、提出者は、会社法第180条に基づき発行者の普通株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を発行者に要請する予定であり、提出者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。」によるもの。

報告書によると、ニデック株式会社の株式会社TAKISAWA株式保有比率は、83.65%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2023年11月13日。